

宍粟市中小企業等振興基本条例(案)に係るパブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市中小企業等振興基本条例(案)に関するパブリックコメント

2. 募集期間

平成 29 年 12 月 20 日(水)から平成 30 年1月 18 日(木)まで **【30 日間】**

3. 担当課

産業部 商工観光課 商工労政係

4. 募集の要旨

この条例は、中小企業及び小規模企業が地域の経済及び雇用を支え、地域社会の担い手として重要な役割を果たしていることを踏まえ、中小企業及び小規模企業の振興の基本となる事項を定めることにより、地域産業振興の施策を総合的に推進するとともに、宍粟市における地域創生を実効性のあるものとし、もって地域経済の発展、雇用の促進及び市民生活の向上を図ることを目的として制定します。

5. 公表する資料

宍粟市中小企業等振興基本条例(案) ※別紙参照

6. 閲覧場所及び時間

場 所	閲 覧 時 間
市役所商工観光課	午前8時 30 分から午後5時 15 分まで 月曜日から金曜日まで(祝日を除く)
各市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前 10 時から午後5時 30 分まで 月曜日、祝日、毎月末日を除く
宍粟市ホームページ	募集期間最終日まで(終日)

7. 意見を提出できる人

- ①市内に住所を有する者
- ②市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④市内に存する学校に在学する者

⑤パブリックコメントに付す事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式
別添「意見書」のとおり

9. 意見の提出方法

方 法	閲 覧 時 間
持参	上記閲覧場所にご提出ください。(市ホームページを除く)
郵送	産業部商工観光課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所 産業部 商工観光課 商工労政係 宛
ファックス	0790-63-1282
電子メール	shokorosei-kk@city.shiso.lg.jp

10. 注意事項

- 意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
(氏名及び住所の記載がない場合は無効とします。)
- 提出いただいた意見に対して、個別に回答はしません。
- 提出いただいた意見に対する市の考え方は、宍粟市ホームページ等により公表します。
なお、意見を提出いただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開しません。